

ハラスメント防止・根絶宣言

ハラスメントは、個人としての人権を侵害し、尊厳を傷つける許されない行為です。

また、被害者の能力の発揮を阻害し、当事者間相互の信頼関係を損ない、組織全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人材の損失につながり、ひいては市民サービスの低下により市民のみならず社会からの信用及び信頼を失うこととなります。

よって、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、以下のとおり宣言します。

- 一、 ハラスメントになり得る言動を十分に理解し、ハラスメント行為を絶対に行いません。
- 一、 互いの人格を尊重し、信頼し合うことで、職員の能力を十分に発揮させることができる勤務環境をつくります。
- 一、 いかなるハラスメントも、黙認したり見過ごしたりせず、迅速かつ適切な解決に向けて行動することを誓います。

令和7年10月24日

生駒市長

小柴 雅史